

# 昭和四十六年法律第四十号

## 民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	裁判所に納める費用
第二章 手数料（第三条—第十条）	手数料（第三条—第十条）
第三章 費用の取立て（第十四条—第十七条）	手数料以外の費用（第十一条—第十三条の二）
第四章 雜則（第二十九条・第三十条）	費用の取立て（第十四条—第十七条）
附則	費用の取立て（第十四条—第十七条）
<b>第一章 総則</b>	<b>第一章 総則</b>
(趣旨)	
<b>第一条 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手續、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるもののか、この法律の定めるところによる。</b>	
<b>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</b>	
一 次条及び第三条の二の規定による手数料 その手数料の額（第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）	
二 第十一条第一項の費用 その費用の額	
三 執行官法（昭和四十一年法律第二百十一号）の規定による手数料及び費用 その手数料及び費用の額	
四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額	
(1) 旅行が本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第二号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいふ。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる居所の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる居所の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであることを明らかにする領収書に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明瞭にする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額ではないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）	

八 宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額
九 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限る。）を裁判所に送付した費用 通常の方法により送付した場合における実費の額
十 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用 裁判所が相当と認める額
十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税 その登録免許税の額
十二 強制執行の申立て若しくは配當要求のための債務名義の正本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用 裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額
十三 公証人法第四十八条の規定により公証人がする書類又は電磁的記録の送達のために要する費用 公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額
十四 第十二条の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るもの交付を受けるために要する費用 第七号の例により算定した費用の額
十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例による競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受けれる報酬及び費用 当該法令の規定により裁判所が定める額
十六 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払った地代又は借賃 その地代又は借賃の額
十七 第二十八条の二第一項の費用 同項の規定により算定した額

十八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面でした場合の通知の費用（通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額）

## 第二章 裁判所に納める費用

### 第一節 手数料

#### （申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、民事訴訟法第百三十二条の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第一の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）は、訴え提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合にあつては二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合にあつては別表第一の一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴え提起があつたものとみなされたとき。  
二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴え提起があつたものとみなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴え提起があつたものとみなされたとき。  
四 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

5 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八条第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続実施等の申立ての手数料の特例）

第三条の二 民事執行法第百六十七条の十七第一項本文（同法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第百九十七条第一項若しくは第二項の申立て又は同法第二百六条第一項若しくは第二項の申立て（以下この条において「財産開示手続実施等の申立て」といふ。）と同時に債権の差押命令の申立てをしたものとみなされる場合には、当該財産開示手続実施等の申立てをする者は、財産開示手続実施等の申立てをする時に当該財産開示手続実施等の申立ての手数料を納めなければならない。この場合において、当該差押命令により差し押さえるべき債権を特定することができたときは、更に債権の差押命令の申立ての手数料を納めなければならない。（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一及び別表第二において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第二の一の項イの手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。（手数料を納めたものとみなす場合）

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項（第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九条（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第二百五十八号）第十八条第二項（第十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二条第三項（同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十条第五項若しくは第二百八十六条第六項の訴え提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立て人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七条第一項、第二項若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十号）第五条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

（手数料未納の申立て）

第六条 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。（裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料）

第七条 別表第三の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。（納付の方法）

第八条 次に掲げるものの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

一 特定申立て  
二 别表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの前の手数料以外の手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

**第九条** 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出すべき口頭弁論の期日の終了前における取下げ

二 民事調停法による調停の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前ににおける取下げ

三 労働審判法による労働審判手続の申立て 却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前における取下げ

四 借地借家法第四十一条（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の事件の申立て、借地借家法第四十一条の事件における参加の申出（申立てとして参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起 却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前に

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て 原裁判所（抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。）における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

六 支払督促の申立て 却下の処分の確定又は電子支払督促の送達前における取下げ

3 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度において、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても、その限度において、同様とする。

4 第一項及び第二項の申立てでは、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

5 第一項及び第二項の申立てでは、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならない。

6 第一項又は第二項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しても、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

7 第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。（再使用証明）

**第十条** 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に

代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができる旨の裁判所書記官の證明を付して還すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の證明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の證明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

## 第二節 手数料以外の費用

### (納付義務)

**第十二条** 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。ただし、特定申立てに係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることが要しない。

1 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

2 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

3 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによる行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

### (予納義務)

**第十三条** 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならぬ。

2 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。

（郵便切手等による予納）

**第十四条** 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

### （裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

**第十五条** 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十二条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに前条の規定の適用については、第十二条第一項及び第十二条第三項中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」と、同条第一項及び前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

1 担保権利者に対する権利行使の催告

2 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

### 三 督促手続

4 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

5 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続





ところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下のこの条及び次条第一項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを受け付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録で

あつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかるわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写及

び前項の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は訳録媒体に記載され、又は訳録された事項を裁判所書記官が附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百二十二条の十二第一項の規定又は附則第八条第二項において準用する同法第百三十二条の十三の規定によりファイルに記録

した場合における当該事項

（特例手数料還付、裁判所に関する事項の証明）  
特例手数料還付、裁判所に関する事項の証明

最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

附則第五条第四項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する。

事件に関する申立て等」という。については、民事訴訟法第百三十二条の十、第百三十二条の十一及び第百三十二条の十二（第一項各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」と

2 あるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において準用する非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあらるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

書面等（特例手数料還付事件に関する申立て等が書面等により行なれたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三（各号を除く。）の規定を準用する。

**第九条** 特例手数料還付事件に関する終局決定の方式及び電子裁判書  
特例手数料還付事件に関する終局決定は、電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同）

じ。)を作成してしなければならない。ただし、即時抗告ができるない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録(第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という)を作成し、又は電子調

書に主文を記録することをもつて、電子裁判書の作成に代えることができる。  
2 特例手数料還付事件に関する終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

## 一 主文 二 理由の要旨 三 当事者及び法定代理人

3 四 裁判所  
裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

**第十条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、特例手数料還付事件の手続に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条、第四十条及び第五十三

第三十 第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条まで 第九十四条から第九十七条まで  
条第一項後段の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五項  
四条第一項の規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二条に規定する特例手数料）での規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及

第三十  
第一編第五章第四節（第一百条第二項、第三款及び第  
び当該事件について出頭した者に対する期日の告  
知」と読み替えるものとする

還付事件をいう)の手続の期日  
及び期間について準用する

八 条 第 一 項	百十一 条を除く。)
第一百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を	第一百九条の四第一項中「第百三

開始した」とあるのは、「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達への受けを始めた者に交付すべき旨の裁判所の表示文への表示を始めた」と、同項に「前条の規定による旨を置く開設」と書かれており、十二条の十一第一項各号」とあらわすのは、「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において

同巧ひかげ書きの規定を開始して読み替えて準用する第二百二十九条の十一第一項各号

「法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第一百十一条の規



1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

**附 則** (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成三年一〇月四日法律第九〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成四年六月五日法律第七二号)  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成八年六月二一日法律第九五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成八年六月二六日法律第一〇八号) 抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成八年六月二六日法律第一〇八号) 抄  
(施行期日)

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

**附 則** (平成一〇年一〇月一六日法律第一二八号) 抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

**附 則** (平成一一年一二月一七日法律第一五八号) 抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

**附 則** (平成一一年一二月二二日法律第二二五号) 抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

**附 則** (平成一二年一二月二二日法律第一二九号) 抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一三年四月一三日法律第三一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則** (平成一四年七月三一日法律第一〇〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の委任)

**第三条** 前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一五年七月一六日法律第一〇八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月一六日法律第一〇九号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月二五日法律第一二八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月二五日法律第一二八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月二五日法律第一二八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月二五日法律第一二八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月二五日法律第一二八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 新費用法第二十一条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一五年八月一日法律第一三八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年八月一日法律第一三八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）**

**第二十条** この法律の施行の日が司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百二十八号)第三条(民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。)の規定の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日までの間ににおける前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律別表第一の八の二の項の規定の適用については、同項中「四千円」とあるのは、「三千円」とする。

**附 則** (平成一六年四月二一日法律第三七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成一六年五月一二日法律第四五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一六年五月二二日法律第四五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一六年一月一七日法律第一四〇号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

第一 条 (施行期日)  
附 則 (平成一六年一月三日法律第一五一号) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第二十八条の規定 中民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条 第二項第一号の改正規定 労働審判法(平成十六年法律第四十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

**（民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置）**

**第二十九条** この法律の施行の日が労働審判法の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項中「第三百九十七条第二項」とあるのは、「第二百九十八条第一項(同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

**（政令への委任）**

**第四十条** 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一七年六月二九日法律第七五号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一五年六月一九日法律第四八号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則** (平成一五年六月二六日法律第六一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年七月三日法律第七二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年六月二六日法律第九六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和元年五月一七日法律第一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一五年一月一一日法律第九六号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和元年五月一七日法律第一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

**第二十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和元年五月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則** (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定(「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る)、第五条中

人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第二百五十六条の改正規定、同法第二百五十七条第四項の改正規定、同法第二百五十九条の改正規定、同法第二百六十一条第一項の改正規定、同法第二百六十五条第一号の改正規定、同法第二百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第二百六十七条の第十第一項の改正規定及び同法第二百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法(平成元年法律第二百五十九号)第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)第三十条第四項の改正規定及び同法第二百五十九条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第二百七十七条の規定 起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(申立ての手数料の納付に関する経過措置)

**第二十五条** 第四条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律(以下「第四条改正後費用法」という)第三条第二項及び第十一条第一項ただし書並びに別表第二の一の項から四の項まで、八の項、九の項及び一四の項から六の項までの規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用(以下この条において「郵便物の料金等に充てるための費用」という)について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用については、なお從前の例による。(手数料の納付に関する経過措置)

**第二十六条** 第四条改正後費用法第八条の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件(訴えに係る事件を除く)(次条及び附則第二十八条において「施行日以後の申立事件」と総称する)における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件(訴えに係る事件を除く)(次条及び附則第二十八条において「施行日前の申立事件」と総称する)における手数料の納付については、第四条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第八条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(手数料の還付に関する経過措置)

**第二十七条** 第四条改正後費用法第九条及び第十条(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後の申立事件における手数料の還付に係る事項について適用し、施行日前の申立事件における手数料の還付に係る事項は、なお従前の例による。

**附 則** (令和四年六月一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費者契約法第十三条第五項の改正規定、同法第十四条第二項第八号の改正規定、同法第十八条の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十二条第四項の改正規定、同法第三十五条の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十二条第一項の改正規定及び同法第五十三条の改正規定並びに第二条の規定並びに次条第五項から第七項まで並びに附則第三条、第四条及び第七条から第九条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則** (令和五年四月二八日法律第一五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和五年四月二八日法律第一六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則** (令和五年四月二八日法律第一七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (令和七年七月七日法律第三〇号) 抄

(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。





三一	二一	一一	○一	九	二の八	八		
出 (申立人として参加する場合に限る)	再 生 手 續 開 始 の 申 立 て	立 て 不 動 産 登 記 法 (平成十六年法律第百二十三号) 第一項の規 定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又 は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請	破 産 手 續 開 始 の 申 立 て 立 て、特別清算開始の申立て、外國倒産処理手続の承認の申立て、責任 制限手續開始の申立て、責任制限手續拡張の申立て又は企業担保権の実 行の申立て	イ 不 動 産 の 強 制 競 売 若 しく は 担 保 権 の 実 行 と し て の 競 売 の 申 立 て、 債 權 の 差 押 命 令 の 申 立 て そ の 他 裁 判 所 に よ る 強 制 執 行 若 しく は 競 売 若 しく は 收 益 執 行 の 申 立 て (一〇)の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百五 十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定に よる差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分の申立て	ロ 強 制 管 理 の 方 法 に よ る 仮 差 押 え の 執 行 の 申 立 て	イ 民 事 執 行 法 第 百 六 十 七 条 の 十五 第一 項 、 第 百 七 十 一 条 第 一 項 、 第 百 七 十 四 条 第 二 項 の 強 制 執 行 の 申 立 て 又 は 同 法 第 百 九 十 七 条 第 一 項 若 しく は 第 二 項 の 財 產 開 示 手 續 實 施 の 申 立 て	九 千 円	四 千 円
借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申 出(申立人として参加する場合に限る)	再 生 手 續 開 始 の 申 立 て	立 て 不 動 産 登 記 法 (平成十六年法律第百二十三号) 第一項の規 定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又 は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請	破 産 手 續 開 始 の 申 立 て 立 て、特別清算開始の申立て、外國倒産処理手續の承認の申立て、責任 制限手續開始の申立て、責任制限手續拡張の申立て又は企業担保権の実 行の申立て	イ 不 動 産 の 強 制 競 売 若 しく は 担 保 権 の 実 行 と し て の 競 売 の 申 立 て、 債 權 の 差 押 命 令 の 申 立 て そ の 他 裁 判 所 に よ る 強 制 執 行 若 しく は 競 売 若 しく は 收 益 執 行 の 申 立 て (一〇)の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百五 十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定に よる差押命令の申立てを除く。)又は金銭債権の差押処分の申立て	ロ 強 制 管 理 の 方 法 に よ る 仮 差 押 え の 執 行 の 申 立 て	イ 民 事 執 行 法 第 百 六 十 七 条 の 十五 第一 項 、 第 百 七 十 一 条 第 一 項 、 第 百 七 十 四 条 第 二 項 の 強 制 執 行 の 申 立 て 又 は 同 法 第 百 九 十 七 条 第 一 項 若 しく は 第 二 項 の 財 產 開 示 手 續 實 施 の 申 立 て	九 千 円	四 千 円
借地借家法第七条第二項の規 定による裁判を 求めるときは借 地権の目的であ り	借 地 借 家 法 第 十 七 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 裁 判 を 求 め る と き は 借 地 権 の 目 的 で あ り	一万 円	二 万 円	二 千 円	四 千 円	出 して 得 た 額	おける参加にあ つては二の項又 は三の項、第一 審において請求 について判断 し、第二審にお いて請求につい て判断しなかつ た判決に係る上 告審における参 加については二 の項)により算 出して得た額	

（四）基礎とな る額が千万円を 超え十億円まで の部分	その額百万円ま でごとに一千二 百円	（五）基礎とな る額が十億円を 超え五十億円ま での部分	その額五百万円 までごとに八百円	（三）基礎とな る額が五百万円 を超えて五千萬円 までの部分	その額二十万円 までごとに四百円	（二）基礎とな る額が百万円を 超え五百万円ま での部分	その額十万円ま でごとに四百円
（四）基礎とな る額が千万円を 超え十億円まで の部分	その額百万円ま でごとに一千二 百円	（五）基礎とな る額が十億円を 超え五十億円ま での部分	その額五百万円 までごとに八百円	（三）基礎とな る額が五百万円 を超えて五千萬円 までの部分	その額二十万円 までごとに四百円	（二）基礎とな る額が百万円を 超え五百万円ま での部分	その額十万円ま でごとに四百円

四 一	二 の 三 一	
民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	借地借家法第四十一条の事件の申立ての変更	
(六) 基礎となる額が五十億円を超える部分その額千万円までごとに千円 （五）調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分その価額百万円までごとに千円 （四）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百億円までの部分その価額五百万円までごとに千円 （三）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額二十万円までごとに五千円 （二）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額十万円までごとに五百円 （一）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額五万円までごとに一千円	変更後の申立てにより算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額	（六）基礎となる額が五十億円を超える部分その額千万円までごとに千円 （五）調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分その価額百万円までごとに千円 （四）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百億円までの部分その価額五百万円までごとに千円 （三）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額二十万円までごとに五千円 （二）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額十万円までごとに五百円 （一）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額五万円までごとに一千円
六 一	二 の 五 一	五 一
イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項まで、第二百五条第一項、第二百六条第一項若しくは第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三百二十二条第一項から第十四条まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第十三条の申立て、消费者的財産的被害等の集団回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立て	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更	民事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）
（四）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百万円を超える部分その価額五十万円までごとに一千円	（五）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百億円までの部分その価額五百万円までごとに千円 （四）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額二十万円までごとに五千円 （三）調停又は労働審判を求める事項の価額が五百円までの部分その価額五万円までごとに一千円	変更後の申立てにより算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額
八百円	千二百円	千円

七一	二の六一
<p>(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することとの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て</p> <p>(ロ) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することとの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、これらの法律の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て</p> <p>(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することとの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て又は義務の履行を命ずる審判を求める申立て</p> <p>(カ) 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行文の付与の申立て、代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立て、執行文の付与の申立て、執行文の付与の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行文の付与の申立て、民事執行法第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行文の付与の申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十七条第四項若しくは第四十九条第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項の規定による壳却のための保全処分若しくは同条第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可</p>	<p>その他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>ロ 非訟事件手続法の規定による参加（二三の項に掲げる参加を除く。）の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p> <p>消费者的財産の被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出</p> <p>五百円</p> <p>一個の債権につき千円</p>

<p>を求める申立て、同法第六十二条第三項若しくは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第七十八条第六項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第一百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官に対する配当要求、同法第一百六十七条规定による船舶航行の許可を求める申立て、同法第一百二十七条第二項の規定による申立て、同法第一百七十五条第三項若しくは第六項の規定による申立て、同法第一百八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第一百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て</p> <p>ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て</p> <p>ニ 参加（破産法、民事再生法（平成十二年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油漏等損害賠償保険法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て</p> <p>本 破産法第二百八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第二百九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第二百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任することとの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十九条第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百五十五条の四第一項若しくは第一百五十五条の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百四十四条の六第一項若しくは第一百四十五条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法</p>
---

七	六	五	四	三	二	
民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法第二百五十二条第一項若しくは	反訴の提起	請求の変更 くは上告受理の申立て	上告の提起又は上告受理の申立て（四） の項に掲げるものを除く。）	控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）	控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）	
（四）訴訟の目的の価額が千円を超えて十億円までの部分 その価額百万円までごとに 三千円 （五）訴訟の目的の価額が十億円を超えて五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに 一万円 （六）訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 一万円 ロ 二千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、被告の数から一を減じた数に一千円を乗じて得た額を加算した額 イ及びロに掲げる額の合算額 イの一項イにより算出して得た額の一・五倍の額 ロ 千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、八百円） イ及びロに掲げる額の合算額 イの一項イにより算出して得た額の二倍の額 ロ 二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千百円） イ及びロに掲げる額の合算額 イの一項イ又は三の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ 二の項ロ又は三の項ロに掲げる額 変更後の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額 一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、「一の項イ」により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について「一の項イ」（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、「二の項イ」により算出して得た額を控除した額 一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては「二の項イ」又は三の項イ、第一審において請求について						

項 上欄	別表第三（第七条関係）	停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、特許法第一百五条の二の三第一項、第一百五条の四第一項若しくは第一百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法第一百零四条の六第一項若しくは第一百十四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第一項若しくは第八十条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、種苗法第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する申立てのうちイに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの	ハ 行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、特許法第一百五条の二の三第一項、第一百五条の四第一項若しくは第一百五条の五第一項の規定による申立て、著作権法第一百零四条の六第一項若しくは第一百十四条の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十一条第一項若しくは第八十条第一項の規定による申立て、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定による申立て、種苗法第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する申立てのうちイに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
		民 事 訴 訟 法 第 三 百 四 十 九 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 再 審 の 申立て	二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、一千六百円）
下欄	この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てを含むものとする。この表の各項による申立てを含むものとする。	一六 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）
		一五 この表の各項による申立てには、当該申立てを含むものとする規定による申立てを含むものとする。	
一四 行政事件訴訟法の規定による執行停止決定による申立て	一四 行政事件訴訟法の規定による執行停止決定による申立て	一四 行政事件訴訟法の規定による執行停止決定による申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の申立て	一四 行政事件訴訟法の規定による執行停止決定による申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の申立て
		一五 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、一千六百円）

一 事件の記録の閲覧、謄写、複製又は複 写（事件の係属中に当事者等が請求す るもの）	二 事件の記録の正本、謄本若しくは抄本 の交付又は当該記録中電磁的記録部分 に記録されている事項を証明した書面 の交付若しくは当該事項を証明した電 磁的記録の提供	三 事件に関する事項を証明した書面の交 付又は当該事項を証明した電磁的記録 の提供	四 執行文の付与
一件につき百五十円	用紙一枚につき百五十円（事件の記録中電磁的記録 部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の 提供をする場合にあつては、一件につき二千円）	一件につき百五十円（事件の記録の写しについて原 本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合 にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内 容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。） の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、 原本十枚までごとに百五十円）	一通につき三百円